

## 同窓会

DATE 2020.08.01

### ● 氏名・住所に変更があった場合

卒業後に住所、氏名等が変更になった方は変更内容を本学へお知らせください。

### ● 富山福祉短期大学同窓会会則

#### 第1章 総則

第1条 本会は、富山福祉短期大学同窓会と称する。

第2条 本会は、会員の友愛と信義によって相互の親睦を図るとともに、富山福祉短期大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関わる事業。
2. 学校の発展に寄与する協力援助事業。
3. 会員の生涯学習に関する事業。
4. その他適切な事業。

第4条 本会の事務局は、富山福祉短期大学内に置く。

2. 必要に応じ、地方に支部を置くことができる。

#### 第2章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員：富山福祉短期大学の卒業生
2. 特別会員：富山福祉短期大学の教職員および教職員であった者

#### 第3章 役員

第6条 本会には、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 監事 2名
4. 幹事 各卒業期生ごとに6名以内をおく

(1) 会長は、正会員の中から総会において選出する。

(2) 副会長は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。

- (3) 監事は、正会員の中から会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- (4) 幹事は、正会員、特別会員の中から選出、会長がこれを委嘱する。
- (5) 書記、会計事務については、これを事務局において行い、監事の監査を受けることとする。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長：本会を代表して会務を統括し、総会、役員会を招集し、副会長、監事、幹事を委嘱する。
- 2. 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 監事：本会の会計経理を監査する。
- 4. 幹事：事業の企画運営に参画し、本会の庶務および会計事務を管掌する。

第8条 本会の役員の任期は4年とする。ただし、再選を妨げない。

学則・各種規程・規則等

#### 第4章 会議

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会：原則として4年毎に開催し、下記の事項を承認する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、役員会の要求があったときは臨時総会を開催することができる。

- (1) 予算および決算
- (2) 各種事業
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正
- (5) その他会務に関する事項

2. 役員会：必要に応じてこれを開き、次の事項を審議し、総会に提案する。ただし、緊急な事態が生じた場合は、役員会で次の事項を決議し、事後に同窓会報等でこれを報告する。

- (1) 予算および決算
- (2) 各種事業
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正
- (5) その他会務に関する事項

3. 会議：議決は正会員の出席者の過半数をもって決する。

4. 議長：総会および役員会の議長は会長とする。

#### 第5章 会計

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

第11条 正会員の会費は、卒業時に終身会費として10,000円を納入するものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

以上

附 則 (1) この会則は平成11年4月1日から施行する。

(2) この会則は平成19年8月6日から施行する。